

# 南予

以外の病院に  
**不妊治療・妊産婦健診**  
で通院している方の

## 交通費を助成します

### 対象者

- ① 鬼北町内の方
- ② **令和5年4月1日以降**に、不妊治療または妊産婦健康診査のため南予圏域以外の医療機関に通院した方
- ③ 町税等を滞納していない方
- ④ 生活保護法に基づく保護を受けていないこと
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

### 助成の金額・回数

- ・ 1回の通院につき、**5,000円**
- ・ 上限回数：**20回**（1年度につき）

### 必要書類

- 鬼北町不妊治療等交通費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 通院に係る領収書の写し（不妊治療の方）
- 入院した方は退院証明書の写し
- 母子健康手帳（妊産婦の方）
- 振込口座が分かる書類（通帳の写しなど）

### 申請期間

- **令和5年度分の申請期限** ●  
（通院期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日分）は **令和6年4月12日（金）必着**
- **令和6年度分の申請期限** ●  
（通院期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日分）は **令和7年4月11日（金）必着**



## よくある質問

### 【質問1】

Q:南予圏域外の病院で不妊治療し、妊娠して引き続き同じ病院で妊婦健診を受ける場合、申請の回数はどうなりますか？

A:不妊治療の通院分（上限20回）、妊婦健診の通院分（上限20回）を1年度中にそれぞれ申請可能です。

### 【質問2】

Q:今年度も申請し、翌年度も通院した場合はそれぞれ申請できますか？

A:1年度につき1回申請が可能なので、今年度に1回、来年度に1回申請可能です。

### 【質問3】

Q:里帰りした松山市内の実家から、松山市内の病院への受診した場合でも対象ですか？

A:里帰り中の通院は対象外です。

### 【質問4】

Q:移動手段で助成金額は変わりますか？

A:移動手段は問いません。自家用車やJRでも、高速道路の利用がなくてもかまいません。

### 【質問5】

Q:受診の証明書は必要ですか？

A:受診証明書は不要です。不妊治療の場合は医療機関発行の領収書、妊産婦健康診査の場合は母子健康手帳の診察の記録で確認します。

### 【質問5】

Q:大洲市の病院に通院しましたが対象ですか？

A:南予とは宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町ですので、大洲市の病院は含まれません。

### 【質問6】

Q:出産のため入院した場合の交通費は対象ですか？

A:出産や切迫早産などで入院した場合、1回の入院につき、1回の交通費を助成します。退院証明書にて確認します。

お問い合わせ先  
鬼北町役場保健介護課 子育て世代包括支援センターおにっこ  
電話（代表）：0895-45-1111（内線3113）  
（直通）0895-45-1115（ガイダンスのあとに3113）

